

全国商工新聞

第2846号 付録 富士宮版(富士宮民商ニュース)

緊急署名をたくさん集めましょう。10月22日に東京集会にもって行きます。

税務署交渉行われる

9月3日、民商は税務署交渉を行いました。昨年は富士民商からの要望で合同交渉になりましたが、今回は富士宮民商単独です。例年の交渉内容は、毎年3月に行われる所得税等集団申告時に税務署長に提出した「申入書」を話題の中心に行っています。申入れた事柄は次のとおりです。

申入書

署長および総務課に対して

現場の署員は税務調査の際、民商会員や事務局員の立会いを認めること。「守秘義務違反」については、税務署が審くべきのみで納税者の個人情報や税務署以外の他団体に渡すようなことを言うのであつて、民商の「立会い」は調査を受ける本人に依頼されたものであるから、憲法十二条「よつて保障されるもの」に「守秘義務違反」はあたらないものである。

管理・徴収第二部門(徴収担当)に対して

一、営業と生活を維持できなくなるような国税滞納者への差し押さえはやめること。

特に、納税者の諸事情を考慮しない、一方的な財産(特に売掛金)の差し押さえはやめること。

三、徴収課窓口での延納相談において、税務署員は、国民全体の奉仕者(憲法十五条二項)である事を自覚すると同時に、対応においては、税務運営方針に沿った懇切丁寧な接し方をすること。また、当方の穏やかな納税相談に対し、付添い人の排除はしないこと。

.....

二、調査を受ける者の負担を考慮し、調査件数は減らすこと。

(裏)続へ)

る税務署は福島総務課長(着任者)、桜田個人第一統括官(2年目)と宮下総務課長補佐(女性)でしたの3人でした。

会長の挨拶のあと、参加者それぞれの自己紹介を経て交渉は始まりました。申し入れに対する総務課長の回答は、用意した原稿(模範的な税務署の見解)を読み上げるといふ形で行われました。

民商側の主張と税務署側の主張とは立場の違いから埋まりようのない隔たりがあり、成果と呼べるものはなかなか生まれません。それでも毎年定期的には、また、問題が起こったときには即時に、話し合いを持ち(抗議行動を含む)、私たちの見解を何度でも主張することが大切です。

「署長および総務課に対して」のところで「立会い」についての「守秘義務」がテーマですが、税務署の主張は「守秘義務が税務

会費改定のお知らせ(一律1000円値上げ)

すでに昨年からの班会等で論議も開始し、商工新聞や民商ニュースでもお知らせいたしましたとおり、今年の10月から商工新聞代が一部ひと月4000円から5000円に値上げとなります。この値上げ分は、現在の民商の財政力では吸収できない(会費据置で負担は民商も持ちこたへない)ため、やむなく値上げをすることを役員会では昨年決定し、また、今年7月の総会でも説明いたしました。

10月(会費)の月集金分)から一律1000円値上げとなりますので、お願ひいたします。

(表からのしき)

署員に課せられている以上、納税者の調査現場での情報が、納税者本人と税務署員以外の人が同席するところでも明らかにされることは問題がある。守秘義務違反での罪は被害者の告発で行われるものであるが、あらゆる角度での守秘義務違反になりうることを税務署員としては予防する必要がある。したがって、立会いをする第三者(民商の仲間である役員・事務局員のことです)が、自分が知り得た情報を利用する意思をもつ・もたないにかかわらず、税務署員に課せられた守秘義務を履行するため第三者の立会いは排除する。というわけです。

私たちの主張は「納税者本人が税務署の行き過ぎ調査防止と調査上での受け答えの補助のために仲間の立会いを求めることは憲法13条『幸福追求権』に照らして違法ではない。本人が調査の最中で明らかにされる情報について、立会人にオープンになつてもかまわないと主張していることは、税務署員が守るべき納税者本人の秘密が無いということになる。つまり、守秘義務が存在しなくなるというわけだ。」「というわけです。税務署側の主張は民商側の立会いを調査妨害と考え、自分たちの都合の良い様に調査を進めたいというのが

良く見て取れます。

「個人課税部門・法人課税部門に対して」ところでは「税務調査の進め方」と従来からの民商と税務署の取り決めである「9項目の確認事項」がテーマです。調査の進め方での税務署の主張は「調査を進め方は、社会通念上必要な範囲で法律どおりに進める。件数や反面調査については、必要があればあるから調査をしていく。」「という考え方です。」「9項目の確認事項」については、いつもどおりの「滞納整理の手法」と「納税相談における付

た」という認識を示すにとどまっています。昔、民商と富士税務署とが険悪な関係にあった折、当時参議院議員で大蔵委員の近藤忠孝先生とその当時の税務署長との話し合いの結果、意見の一致を見た事柄をまとめたものが9項目の内の前段4項です。近藤忠孝先生が国会議員を降りたから「確認は木」にして、毎年そういう申し入れがあった」とするのには許せません。

りの「窓口対応では署員に対し、応接研修を行っている」ことを強調し、滞納整理では「滞納者の納税意思の確認を行い、実情を考慮し、税金の分割納付による滞納整理をすすめている」といった模範的な回答をしています。しかし納税相談における付添い人にはあくまでガイドは固く「立会い排除」の姿勢は崩していません。

共済会主催の恒例ボーリング大会は
9月24日(水)夜7時から江戸屋ボウルにて
(締め切りは19日です)
会費は靴代込みの2ゲームで1000円



今年の民商交流会

日時 10月26日(日)

会場 沼久保グランド
(昨年と同じ)

会費 2000円

会費は交流会特別会費として
9月から集めます。